

綾川町生活排水処理施設整備計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

1. 実施日 平成27年10月21日（水）～平成27年11月6日（金）
2. 実施方法 綾川町ホームページにて公表及び各地区公民館、総合保健施設えがお、総合保健施設いきいきセンターにて閲覧
3. 応募数 1名（意見数1件）
4. 意見及び回答

| 番号 | 意見の内容 | 町の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>北本村地区の下水道整備について（集落排水）排水処理計画（案）の概要版を確認しました。</p> <p>「3,3市町計画策定の背景」3には生活排水処理施設の整備は住民の関心事です。どのような整備手法でいつ整備するのか情報を開示し、住民の理解と協力を得ながら整備を進める事は行政の責任と言えます。私たちの暮らしている北本村地区においては平成6年に、下水道が整備される計画が策定され地域住民は、その整備を待ち望んでいましたが、その計画は実行されることなく、また、地域住民に対して説明がなされないままに、今回の町の案では地区の下水道整備計画が無くなっている事を知り驚いています。これまで、この地区では、下水道の整備計画があったため、長い間、合併浄化槽への転換をせずに待ってきた住民も多いため、住民への説明や協議もない中での、突然の計画中止は、決して承服出来るものではありません。</p> <p>以上の事から、北本村地区排水組合としましては町民の快適な生活環境作りの為に、下水道の早期整備</p> | <p>綾川町の生活排水処理施設には、下水道、農業集落排水の「集合処理方式」、合併処理浄化槽の「個別処理方式」があります。</p> <p>下水道事業は下水道事業全体計画（注1）に定める区域を整備する事業で、中讃流域下水道（大東川処理区）として、2市2町（注2）で構成されており、大東川浄化センター（宇多津町字吉田地内）で処理したうえで公共用水域へ放流します。</p> <p>農業集落排水事業は、上記事業を除く農業振興地域内にある集落の区域を整備する事業で、集落内に汚水処理施設を設け、処理したうえで公共用水域へ放流します。</p> <p>合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）は、下水道事業計画区域（注3）を除く区域を整備する事業で、家庭内の敷地に浄化槽を設け、処理したうえで公共用水域へ放流します。</p> <p>いずれも、短所・長所がありますが、処理施設として遜色があるものとは考えません。</p> <p>特に合併処理浄化槽については、浄化槽本体のコンパクト化、施工期間が短い、災害に強い（平成23年3月の東日本大震災後の調査結果）、人口の変動に追随しやすいなどの特徴を持つ一般家庭向けの処理施設です。</p> <p>今回2地区の農業集落排水事業区域を計画廃止し、合併処理浄化槽区域とするうえで、前回計画策定時から現在に至るまで、当該地区においては地元要望もあり、その都度町の考えを述べさせていただきましたが、「今後の人口減少社会を見据えた整備のあり方や既に実施済みの農業集落排水事業の経営状況と</p> |

| 番号 | 意見の内容 | 町の考え方 |
|----|---|---|
| | <p>の実施を要望します。</p> <p>※「意見の内容」欄中の文言、「北本村地区」は「上川原地区」、「下水道」は「農業集落排水事業」として読み替えて「町の考え方」を述べています。(綾川町下水道課)</p> | <p>今後の課題、また、当該地区の計画当時の社会情勢や事業の背景、現在における当該地区の人口推移や合併処理浄化槽の普及率など」の事項について重ねて検討し、この結論に至りました。</p> <p>本町の平成 26 年度末現在の汚水処理普及率は、71.6% (注 4) で、残る 28.4%が単独浄化槽(注 5)、し尿汲取りであり、一般家庭における「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全の確保」の観点から、生活排水処理施設への早期の転換が課題となっています。</p> <p>前述のとおり合併処理浄化槽については、今後も汚水処理普及率の向上に重要な位置を占めることから、その推進に努めて参りますので、住民各位のご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>注 1:「綾川町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画」における全体計画区域。うち事業計画区域としたうえで整備します。</p> <p>注 2: 坂出市、丸亀市(旧綾歌町、旧飯山町)、宇多津町、綾川町</p> <p>注 3: 上記計画における事業計画区域 (認可区域)</p> <p>注 4: 内訳は、下水道が 38.2%、農業集落排水事業が 0.5%、合併処理浄化槽が 32.9%であり、県下 7 位、県平均は 73.4%、全国平均 89.5% (平成 26 年度末現在)</p> <p>注 5: し尿のみを処理し、家庭雑排水は処理されず、そのまま公共用水域に放流されます。平成 13 年 4 月 1 日以降は「みなし浄化槽」とされ、汚水処理施設の位置付けから除かれています。</p> |